

上富良野町強靱化計画



令和2年12月

北海道 上富良野町

【目次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	上富良野町強靱化の基本的考え方	
1	上富良野町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	9
第4章	上富良野町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	28
2	施策推進の指標となる目標値の設定	28
3	推進事業の設定	28
	【上富良野町強靱化のための施策プログラム一覧】	29
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	44
2	計画の推進方法	44
【別表】	上富良野町強靱化のための推進事業一覧	45

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、上富良野町においても、過去の経験から、十勝岳火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、2015年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した2020年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

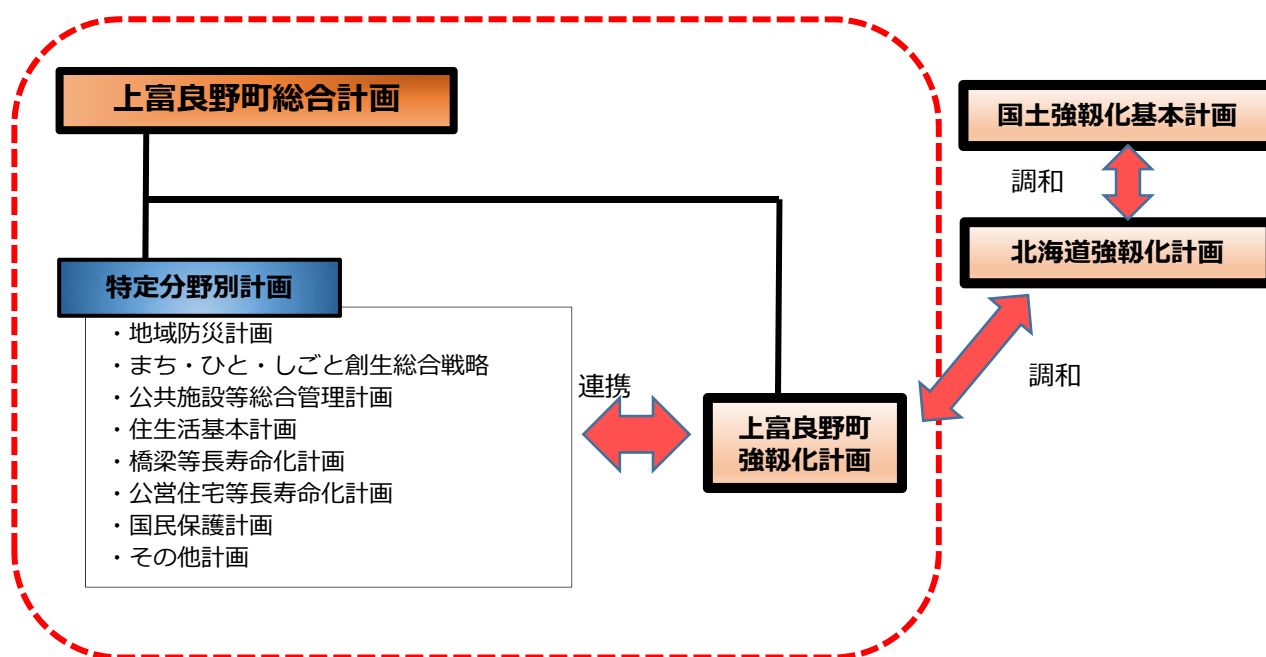
この間、上富良野町においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「上富良野町地域防災計画」の見直し・検討をはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、上富良野町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、上富良野町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「上富良野町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、上富良野町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 上富良野町強靱化の基本的考え方

1 上富良野町強靱化の目標

上富良野町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

上富良野町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、上富良野町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを上富良野町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

上富良野町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と上富良野町社会経済システムを守る
- (2) 上富良野町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 上富良野町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

上富良野町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と上富良野町の社会経済システムを守る」という観点から、上富良野町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、上富良野町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 上富良野町における主な自然災害リスク

（１）地震

○内陸型地震（H26 地震調査研究推進本部長期評価）

- ・道内の主要活断層は 13 箇所
- ・富良野断層帯東部の発生確率・・・M7.2 程度以上、30 年以内に 0%～0.01%
- ・富良野断層帯西部の発生確率・・・M7.2 程度以上、30 年以内に 0%～0.03%

※上富良野町域内には、「富良野断層帯西部」の北端が存在している。

○過去の被害状況

- ・十勝沖地震（2003 年）・・・ M8.0、最大震度 6 弱、最大津波高 2.55m
死者・行方不明者 2 人

※上富良野町で震度 3 を記録。被害等なし。

- ・北海道胆振東部地震（2018 年） M6.7、最大震度 7
死者 44 人

※上富良野町で震度 3 を記録。人的被害はなかったが、町内全域でおよそ 2 日間停電（ブラックアウト）が発生。

（２）火山噴火

○十勝岳火山（常時観測火山）

○過去の被害状況

- ・1926 年噴火により大規模な泥流が発生。死者・行方不明・・・144 人、

罹災戸数…482 戸、田畑全滅…1,187 町歩

- ・1962 年噴火により大正火口縁の硫黄鉱山事務所を破壊。死者・行方不明…5 人
- ・1988～1989 年噴火により、火砕サージ・小規模泥流のほか南東方面、東北東方面で降灰。人的被害なし。(1988 年 12 月 24 日から 12 月 31 日まで、避難命令発令)

(3) 豪雨／暴風雨

- 北海道における過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 本町においては、1975 年、1981 年、2011 年、2016 年に大雨による河川の決壊・氾濫により広範囲の浸水被害等が発生しているとともに、特に 2016 年 7 月 31 日には、局地的大雨（ゲリラ豪雨）により、気象観測されない局地的被害が発生

(4) 豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、9 名の死者が発生

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定 …… 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9 クラス、30 年以内に 70～80%程度
- 被害想定 …… 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、
建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、
被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

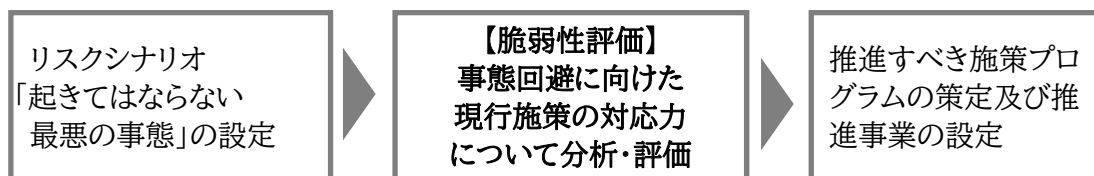
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

上富良野町としても、本計画に掲げる上富良野町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、上富良野町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた上富良野町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など上富良野町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、上富良野町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は、次のとおり。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、約7割であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模以上の建築物に対する耐震診断が義務付けられていることなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、民間の建築物や住宅において、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づき必要な耐震化を進める必要がある。
- 学校施設を除き、医療施設や集会所など不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上であり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることから、天井の脱落対策等の安全点検・安全対策など、耐震化を一層促進する必要がある。
- 観光施設や文化財（建築物）について、地震による喪失を防ぎ、近年急増する外国人を含む観光客等に対する安全を確保するため、耐震化を進める必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「上富良野町公共施設等総合管理計画」に沿った個別施設ごとの長寿命化計画等を策定し、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 町営住宅の老朽化対策については、「上富良野町公営住宅等長寿命化計画」等に基づき

計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

- 市街地等における既存建築物の老朽化に伴う不燃化、耐火建築物への建替えについては、国の支援制度を活用するなどし、老朽化建物の改修・建替えや空き家対策を促進する必要がある。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 現在、指定緊急避難場所及び指定避難場所を設定しているが、指定した避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、自主防災組織・防災士等と連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの見直しや厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組が最大限発揮できるよう促すことが必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所について、指定は進めているが、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築を進めるとともに、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する必要がある。

(防火対策・火災予防)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- 住宅の耐震化率：70.5%（R1）
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率：76.5%（R1）
- 公立小中学校の耐震化率：100%（R1）
- 医療施設の耐震化率：33.3%（R1）
- 公立学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率：75%（R1）

- 個別施設ごとの長寿命化計画策定率：83%（R1）
- 指定緊急避難場所の指定状況：65箇所（R1）
- 指定避難所の指定状況：41箇所（R1）
- 福祉避難所の確保状況：3箇所（R1）
- 市街地等の幹線道路の無電柱化率：0%（R1）

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 十勝岳については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布などの対応が図られているものの、引き続き警戒避難体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携を図り、避難体制強化のため、所要の対応を行う必要がある。
- 土砂災害警戒区域等は北海道の実施する基礎調査等の協力により指定を推進するとともに、防災ガイドマップ等による周知の徹底など、災害時に適切に避難できる体制の整備を促進する必要がある。

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

- 「十勝岳火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき十勝岳砂防事業が進められているが、関係機関の連携のもと、早期完成を推進する必要がある。
- 今後、既存の砂防・治山施設の老朽化が進むことから、施設の長寿命化の取組みを進めるほか、適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある。
- 急傾斜地の崩壊・土石流のおそれがある指定箇所について、国の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから重点的に整備を進めるよう要望する必要がある。十勝岳については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布などの対応が図られているものの、引き続き警戒避難体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携を図り、避難体制強化のため、所要の対応を行う必要がある。
- 上富良野区域内に34か所ある危険地区については、北海道において、ハザードマップの作成が行われているが、地域への周知が不十分であり、その存在と危険リスクの回避について周知や避難方法等の周知が必要となる。また、施設の整備については、間伐・除伐により応急的な対応を行っているものの、恒久的な施設整備には至っていない。

【指標（現状値）】

- 十勝岳噴火のハザードマップの作成状況：改訂済
- 十勝岳噴火の具体的な避難計画の策定状況：策定済
- 十勝岳噴火の避難確保計画の策定状況：策定済

- 十勝岳火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく砂防事業の整備進捗率：約 60% (R1)
- 土砂災害警戒区域等の指定状況：13 箇所 (R1)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 洪水ハザードマップを作成、配布、公表しているが、今後、浸水想定区域図を活用した防災訓練の実施を検討する必要がある。
- 災害発生時に関係機関が連携した対応が行えるようタイムライン（防災行動計画）を作成、公表しているが、今後、タイムライン（防災行動計画）を活用した防災訓練の実施を検討する必要がある。
- 近年、各地での浸水被害をきっかけに、新たに内水ハザードマップの必要性の認識が高まっていることから、内水ハザードマップの作成等について検討する必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 国、道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設については、これまでに策定した長寿命化計画等に基づき、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、施設設置後の計画年数により老朽施設が急増している状況にあることから、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められる。
- 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、下水道施設である雨水幹線の整備など、計画的な雨水対策を推進する。

【指標（現状値）】

- 洪水ハザードマップの作成状況：作成済
- 内水ハザードマップの作成状況：未作成
- 避難勧告着目型タイムライン（素案）の試行的な運用を開始した河川：9 河川 (R1)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

○冬季異常気象時における通行規制や復旧見込の情報など、各道路管理者（国、道、町）が連携し、地域住民のほか外国人を含む観光客等を含め、きめ細やかに提供する必要がある。

(防雪施設の整備)

○各道路管理者（国、道、町）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

(除雪体制の確保)

○各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪機械の老朽化のほか、排雪の堆積場の確保など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- 道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率：100%（R1）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

○積雪や低温など本町の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備などについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある

○断熱材や内窓の追加、風除室を備えるなど、本町の積雪寒冷に対応した応急仮設住宅の建設について検討を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- 備蓄状況（毛布）：6,000枚（R1）
- 備蓄状況（発電機）：10台（R1）

- 備蓄状況（暖房器具）：30台（R1）

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、火山や河川の監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムをLアラートと連動させた運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム操作方法等の習熟を図る必要がある。
- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、更新期を迎えている道（本庁）と道出先機関及び道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新と停電時を想定した対策が必要である。
- 災害関連情報を確実に収集し、他の行政機関や警察・消防も含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。

（地域防災活動の推進）

- 町内の自主防災組織の組織率は100%となっており、避難所運営マニュアルを整備しているが、災害時の速やかな避難所設置・運営に向けて、必要な設備に整備を進めるとともに、実践的な訓練の実施などにより、引き続き、地域防災力の向上に向けた取組を図る必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 町では、国のガイドラインを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを行っているが、今後も適宜、避難勧告等の発令基準を見直す必要がある。
- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、町内会や住民会、自主防災組織など地域住民が相互に連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線のデジタル化や、防災等に資する公衆無線LANの整備を促進するとともに、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の連携強化、職員の操作力の向上などを図る必要がある。また、

避難勧告等の住民への情報伝達に関し、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。

- 災害時の情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等による予備放送設備・予備電源の整備や中継局の移転整備を進めるとともに、災害情報の提供に有効な地域のコミュニティ FM との連携強化など情報発信の強化を進める必要がある。
- 災害時の円滑な交通確保のため、車両に交通情報を提供するための設備（光ビーコン、交通情報板等）や停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備が進められており、主要幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路等において、老朽設備の更新等を計画的に推進するとともに、災害時等に正常に稼働するよう保守点検を確実に実施する必要がある。
- デマや根拠のない情報により住民に不安等を与えないよう、国、道、関係機関、報道機関等と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、関係機関と連携した受入体制の整備が必要である。また、災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、町内会や住民会、自主防災組織など地域住民が避難行動要支援者名簿を活用して避難が進むよう体制整備の必要がある。

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 災害時の公共交通機関の運行停止による多数の帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、大学、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図りながら災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や「防災教育アドバイザー制度」、避難所運営ゲーム（Do はぐ）など、あらゆる機会を活用し、厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や砂防ダム見学会などの体験型防災教育を通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、

今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- 自主防災組織活動カバー率：100%（R1）
- 防災士資格取得状況：53名（R1）
- 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況（水害）：策定済
- 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況（土砂災害）：策定済
- 市町村防災行政無線通信施設整備状況（同報系）：整備済
- 市町村防災行政無線通信施設整備状況（移動系）：整備済
- 防災訓練の実施回数：年1回
- 避難行動要支援者名簿の作成状況：338人（非同意者含む。）
- 個別支援計画の作成状況：285人（同意者のみ。）
- 指定避難所及び避難所ピクトグラムサインの設置状況：36箇所

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、関係機関等と応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、支援物資の経費負担や調達方法を事前に確認するとともに、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、町、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないように優先して復旧すべき区間を関係機関と協議し、通行を確保する必要がある。
- 上富良野町社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備とボランティア支援をコーディネートする人材の育成を促進するとともに、

災害時における円滑なボランティア支援を行うため、被災市町村の災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要である。

- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、「地域防災備蓄整備方針」の策定を進め、広域での応援受援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 町内会や住民会、自主防災組織においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 財政負担も配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性を周知するとともにその充実を図っていく必要がある。

【指標（現状値）】

- 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関）：40件
- 備蓄整備方針の策定状況：策定済

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関との連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模災害発生時には、上富良野駐屯地から、多くの人員が被災地に派遣され被災地支援に大きな役割を担っているところであり、近年、頻発・激甚化する道内外における大規模自然災害に備え、自衛隊の部隊規模や体制を維持することは、本町はもとより、国・北海道全体の強靱化に直結することから、道・近隣自治体と連携し、部隊、装備、人員の確保など、自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標（現状値）】



2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(災害時の医療体制の強化)

- 災害時の医療確保のため、災害医療拠点となる町立病院において、実災害を想定した実動訓練を他機関との連携のもと、効果的に実施する必要がある。
- 災害時の救命医療や被災地からの重篤患者の受入などの災害拠点病院の機能を確保するため、町立病院において応急用医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。
- 広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能が維持できるよう町立病院の自家発電設備等の整備を促進する必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。
- 町では、上富良野町社会福祉協議会や富良野あさひ郷と「災害時における相互協力に関する協定書」を締結しているが、今後は、他の施設関係団体との締結を進めるなど、被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。
- 災害時において、避難生活中における生活機能の低下等の防止等を図るため、官民協働により、要配慮者に対する福祉支援を実施するとともに、平常時には、災害時の支援を円滑に行うため、関係機関と連携し、研修・訓練を行う必要がある。

(防疫対策)

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- 町立病院における災害実動訓練：1回（R2）
- 町立病院における応急用医療資機材の整備率：100%（R2）
- 町立病院における自家発電設備状況：1機（R2）
- 町立病院の耐震化率：0%（R2）
- 社会福祉施設等との協定締結状況：2施設（R1）
- 予防接種法に基づく定期の予防接種の接種率：99.7%（R1）

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能等の強化）

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画を策定し、訓練などを通じ本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成や職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる役場及び消防庁舎については、概ね 72 時間稼働できる非常用電源設備整備と燃料の備蓄はしているが、耐震化が未対応であり、今後、大規模地震発生時においても防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の耐震化を図る必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における業務継続体制の整備を促進する必要がある。

（ICT 部門における業務継続体制の整備）

- 災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターや同時に被災しない場所への移設などを計画的に進める必要がある。

○町の業務遂行の重要な手段として利用されている ICT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定する必要がある。

（道内外の自治体との応援・受援体制の整備）

○大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、「かみかわの絆19～上川管内町村広域防災に関する決議」等を締結しているところであるが、協定等を効果的に運用するためには、相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

○他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、他の自治体に応援する場合についても、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備、宿泊施設の確保など事前に応援体制を検討しておく必要がある。

【指標（現状値）】

- 消防団員数：55人（R1）
- 災害対策本部となる公共施設等の耐震化率（庁舎・消防署）：0%（R1）
- 災害対策本部の代替施設となる公共施設等の耐震化率（小中学校等）：100%（R1）
- 業務継続計画の策定状況：未策定（R1）
- ICT 部門の業務継続計画の策定状況：未策定（R1）

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

（電力基盤等の整備）

○本町の変電所については、泥流危険区域・洪水浸水想定区域内に存在していることから、危険区域外への移設に向けた要望等に取り組む必要がある。

○被災による停電時には、分散型電源としての電力供給機能のほか、廃熱利用による暖房や冷房等の機能も有するコージェネレーションシステムの導入を推進する必要がある。

（多様なエネルギー資源の活用）

○本町におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、ガスコージェネレーションシステム、ガスヒートポンプ、ガス非常発電機など LP ガスの利用拡大・導入促進する必要がある。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

○災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、富良野地方

石油業協同組合と協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- 災害時における石油類燃料の供給に関する協定状況：1 団体
- 省エネルギー・新エネルギービジョンの策定状況：策定済み

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

○本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農業の体質強化）

○現在、本町の農業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

（農畜産物及び加工品の販路拡大）

○大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大、農産物の輸出拡大の取組など、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する必要がある。

（農産物の産地備蓄の推進）

○国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、農産物の長期間貯蔵できる施設の整備など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- 農業産出額：92 億（R1）

- 農家戸数：251 戸（R1）
- 耕作面積：6,390ha（R1）
- 認定農業者への農地集積率：98%
- 長期貯蔵が可能な農産物貯蔵施設数：0 施設

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場 など水道施設の耐震化や老朽化対策の計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道 BCP の策定）

- 町の下水道事業については、災害時に備え、業務継続計画(下水道 BCP)の策定や適宜更新を図る必要がある。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 下水道施設の老朽化による機能停止や浸水被害を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき計画的に老朽化対策及び浸水対策を推進する必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- 上水道の基幹管路の耐震適合率：67.2%（R2）
- 下水道 BCP の策定状況：策定済（R2）
- 地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率：0%
- 下水道施設の長寿命化計画策定状況：浄化センター策定済
- 浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率：83%（R1）

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）

○大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

○落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。

○橋梁の老朽化対策については、「上富良野町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

○農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

○森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道、林道橋については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

（鉄道施設の耐震化）

○発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎など鉄道施設の耐災害性の確保のほか、国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向けた取組を検討する必要がある。

（災害時における多様な交通手段の活用）

○災害発生時に鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する必要がある。

【指標（現状値）】

- 橋梁の点検率：100%（R1）
- 橋梁長寿命化修繕計画の策定状況：100%（R1）

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(本社機能や生産拠点等の立地)

- 近年、全国的に相次ぐ自然災害や、人手不足の深刻化などにより、企業の事業継続に関するリスクマネジメントへの意識が高まる中、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した北海道の優位性を活かすとともに、企業のニーズに応じた支援の検討などオフィスや生産拠点の本町への立地を促進するための取組を強化する必要がある。
- データセンターの誘致については、近年、他府県においても積極的に展開されており、地域間競争が激しさを増している中、冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないことなど、データ保管に適した本町の特性を積極的に発信するなど、データセンター等の立地に向けた取組を強化する必要がある。また、データセンターの集積には、安定的かつ大容量な高速専用回線が必要不可欠であり、強靱かつ冗長的な情報通信インフラ環境を確保する必要がある。
- 災害による企業の不安や立地意欲の影響を解消するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を町外の企業に向けて積極的に発信する必要がある。

(企業における事業継続体制の強化)

- 自然災害が頻発・激甚化する中、中小企業の事業継続計画の策定をこれまで以上に促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、関係機関等とも連携しながら、その策定を支援する必要がある。
- 道の「ガイドライン」を踏まえ、商工会と町の共同により「事業継続力強化支援計画」を策定する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標（現状値）】



5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通拠点の整備を図る必要がある。

【指標（現状値）】



6. 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【評価結果】

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、施設管理者によるため池の点検・診断結果に基づく必要な対策を推進するとともに重点ため池のハザードマップの作成を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ため池の点検・診断の実施割合：98%（R1）
- 防災重点ため池のハザードマップの策定割合：14%（R1）

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 本町の全面積の約 50%を占める森林面積を有しており、大災害等に起因する本町の森林の荒廃は、町全体の強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- 町有林において多様な方法で更新する人工林の面積：167ha
- 農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数：5組織

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

○早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

(仮設住宅等の迅速な確保)

○被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国、道等と連携しながら、研修等を通じ職員の能力向上を図るとともに、業務が過重とならないよう、事前に職員の派遣など必要な支援方法の検討を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- 災害廃棄物処理計画の策定状況：未策定

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

○町と建設業協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合であっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

○減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取組が進められているが、これ

までの公共投資の縮減等により、町内の建設業就業者のうち将来担い手となる 15～29 歳の構成比は低い水準にある。災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

○地域資源を活用した市街地と農村部の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。

○人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている集落については、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- 町内建設業就業者における 15～29 歳の構成比：13.23%（R1）

第4章 上富良野町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、上富良野町における強靱化施策の取組方針を示す「上富良野町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、上富良野町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については事業内容とともに別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【上富良野町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅、建築物等の耐震化)

- 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、きめ細かな対策を実施するほか、住宅及び民間の建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の創設等の周知を図り、耐震化を促進する。
- 医療施設、社会福祉施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。
- 近年急増する外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設等の耐震化を促進する。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、「上富良野町公共施設等総合管理計画」や個別施設ごとの「長寿命化計画」等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- 民間建築物の老朽化対策については、国の支援制度の活用を通じ、既存建築物の不燃化や老朽アパートの建替え、空き家の有効活用等の促進を図る。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルの見直しなど、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

(緊急輸送道路等の整備)

○救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化や無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。

(防火対策・火災予防)

○消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。

【指標（目標値）】

- 住宅の耐震化率：95%
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率：95%
- 個別施設ごとの長寿命化計画策定率：100%
- 指定緊急避難場所の指定状況：適宜
- 指定避難所の指定状況：適宜
- 福祉避難所の確保状況：適宜
- 市街地等の幹線道路の無電柱化率：今後、都市計画の中で検討

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

○十勝岳の噴火警戒レベルの運用、ハザードマップの更新、避難計画の改定等、現状の警戒避難体制の更なる強化を図るとともに、関係機関の連携の下、警戒避難体制の整備を進める。

○土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定やハザードマップの更新を進めるとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を推進する。

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

○関係機関の連携の下、十勝岳砂防事業の整備拡充及び早期完成を推進するとともに、「十勝岳火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づく砂防対策を計画的に推進する。

○土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。

○危険地区の山地整備の計画推進を進めるよう北海道要請を引き続き行う。

【指標（目標値）】

- 十勝岳噴火のハザードマップの作成状況：再改定が必要

- 十勝岳噴火の具体的な避難計画の策定状況：適宜に見直し
- 十勝岳噴火の避難確保計画の策定状況：適宜に見直し
- 十勝岳火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく砂防事業の整備進捗率：100%
- 土砂災害警戒区域等の指定状況：適宜

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、洪水ハザードマップの改定及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を進めるとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を推進する。
- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」や内水被害の発生状況等を踏まえ、内水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。

(河川改修等の治水対策)

- 河道の掘削、築堤、放水路・遊水地の整備などの治水対策について、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。

【指標（目標値）】

- 洪水ハザードマップの作成状況：適宜に見直し
- 内水ハザードマップの作成状況：作成に向け検討
- 避難勧告着目型タイムライン（素案）の試行的な運用を開始した河川：適宜に追加

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。

(防雪施設の整備)

- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

(除雪体制の確保)

- 適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

【指標（目標値）】

- 道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率：100%維持

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 町が設置する避難所等における冬季防寒対策として、停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、トイレなどの備蓄を推進する。
- 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証等を行い、本町の積雪寒冷な気候や暑さ、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を進める。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を推進する。

【指標（目標値）】

- 備蓄状況（毛布）：備蓄計画に基づき追加
- 備蓄状況（発電機）：備蓄計画に基づき追加
- 備蓄状況（暖房器具）：備蓄計画に基づき追加

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や町が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測

体制の充実と老朽機器の計画的な更新を推進する。

- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備を検討するなど、通信手段の多重化を推進する。

(地域防災活動の推進)

- 「地域防災マスター制度」、「防災士制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の活動支援、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定を踏まえた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」や各種災害に係る避難勧告等の発令基準の見直しを適宜行う。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線等の更新整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の更新整備、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を推進する。
- 民間テレビ・ラジオ事業者等による予備放送設備、予備電源の整備や中継局の移転・整備を促進するとともに、災害情報の提供に有効なラジオの難聴対策や地域コミュニティFM局との連携を推進する。
- 車両への交通情報の提供設備である光ビーコンや交通情報板、停電時の信号機機能停止を防止する信号機電源付加装置について、主要幹線道路と災害応急対策の拠点を連絡する道路等における計画的な整備のほか、平時における保守点検を推進する。
- デマや根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を推進する。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、民間と連携した支援体制の検討等を進めるほか、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時には観光客緊急サポートステーションの設置やSNS等を利用した情報発信を行うとともに、平時にはサポートステーションの開設に向けた訓練の実施や観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表

記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。

- 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を推進する。

(防災教育推進)

- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどを構成員とする「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザー制度」などの枠組みを活用した取組を推進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

【指標（目標値）】

- 自主防災組織活動カバー率：100%を維持
- 防災士資格取得状況：適宜に追加
- 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況（水害）：適宜に見直し
- 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況（土砂災害）：適宜に見直し
- 市町村防災行政無線通信施設整備状況（同報系）：R4.11までにデジタル化
- 市町村防災行政無線通信施設整備状況（移動系）：R4.11までにデジタル化
- 防災訓練の実施回数：1回以上
- 避難行動要支援者名簿の作成状況：適宜に見直し
- 個別支援計画の作成状況：適宜に見直し
- 指定避難所及び避難所ピクトグラムサインの設置状況：適宜に追加

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を推進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、被災市町村への提供にあたって、あらかじめ経費負担の有無を明示するほか、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないように優先して復旧し、通行を確保すべき区間について必要な検討を進める。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される防災拠点について、被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、備蓄整備方針を策定し、物資調達等の体制整備に取り組む。
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する
- 町内会や住民会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。
- 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。

【指標（目標値）】

- 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関）：適宜に追加
- 備蓄整備方針の策定状況：適宜に見直し

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
- 消防職員、消防団の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取組を推進する。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等の計画的な更新・配備を促進する。

【指標（現状値）】

-

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(災害時の医療体制の強化)

- 町立病院における災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を促進するとともに、広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能が維持できるよう自家発電設備等の整備を促進する。

(災害時における福祉的支援)

- 社会福祉法人等との協定に基づき、福祉的対応に係る人的支援を強化する。
- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

【指標（現状値）】

- 町立病院における災害実動訓練：1回以上

- 町立病院における応急用医療資機材の整備率：100%を維持
- 町立病院における自家発電設備状況：1機以上を確保
- 町立病院の耐震化率：100%（R7改修時）
- 社会福祉施設等との協定締結状況：適宜に追加
- 予防接種法に基づく定期の予防接種の接種率：100%

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

（災害対策本部機能等の強化）

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、非常用備蓄を計画的に推進する。
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直し、各種研修・訓練による職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な本庁舎等の行政施設の耐震化を促進するとともに、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。

（業務継続体制の整備）

- 業務継続計画を策定し、災害時における町の業務継続体制を確保するとともに、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

（ICT部門における業務継続体制の整備）

- 「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」を策定し、災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、重要システムに係るサーバーのデータセンターや同時に被災しない場所への移設、具体的災害を想定した訓練など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。

（道内外の自治体との応援・受援体制の整備）

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明

確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。

【指標（目標値）】

- 消防団員数：現行人数（55人）を維持
- 災害対策本部となる公共施設等の耐震化率（庁舎・消防署）：今後、改修に向け検討
- 業務継続計画の策定状況：策定に向けた検討を進め、策定
- ICT部門の業務継続計画の策定状況：策定に向けた検討を進め、策定

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

（電力基盤等の整備）

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、将来的な変電所の移設について、電気事業者に要望を行う。
- 災害時に自立分散型の電源として活用が可能であるコージェネレーションシステムについて、防災上重要な施設等への導入を研究・検討する。
- 電力需給の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害発生時において停電の発生や復旧の目処などの情報を迅速に把握し、町民等へ発信するため、国、道、電気事業者等との連携強化を図る。

（多様なエネルギー資源の活用）

- 本町におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を推進する。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 富良野地方石油業協同組合との協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

【指標（目標値）】

- 災害時における石油類燃料の供給に関する協定状況：適宜に関係団体と協議
- 省エネルギー・新エネルギービジョンの策定状況：R2に見直し

4-2 食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備）

- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本町の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化、老朽化対策

などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

(農業の体質強化)

○厳しい環境にある本町の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、主要農作物等の種子の安定供給、ロボット、AI、IoTの活用など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

(農畜産物及び加工品の販路拡大)

○大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であること、さらに、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する。

(農産物の産地備蓄の推進)

○農産物の長期貯蔵が可能となる施設、設備の整備を進め、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

【指標（目標値）】

- 農業産出額：90億円（R5）
- 農家戸数：263戸（R5）
- 耕作面積：6,400ha（R5）
- 認定農業者への農地集積率：98%（R5）
- 長期貯蔵が可能な農産物貯蔵施設数：1施設（R9）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設の耐震化、老朽化対策等)

○災害時においても給水機能を確保するため、被災を最小限にとどめる水道施設の耐震化と計画的な更新計画に基づく老朽化対策を推進する。

(水道施設の防災機能の強化)

○災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

○下水道施設の老朽化による機能停止や浸水被害を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき計画的に老朽化対策及び浸水対策を推進する。

○老朽化している単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

【指標（目標値）】

- 上水道の基幹管路の耐震適合率：100%（R35）
- 下水道 BCP の策定状況：随時更新
- 地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率：R5 以降検討
- 下水道施設の長寿命化計画策定状況：ストックマネジメント計画を策定（R4）
- 浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率：100%（R7）

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

（高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。

（鉄道施設の耐震化）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。

（災害時における多様な交通手段の活用）

- 大規模災害でのガソリン不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車の活用のメリットが再認識されていることから、災害時に利用可能な新たな交通手段の活用方法や被災状況の早期把握手法のあり方等について検討する。

【指標（目標値）】

- 橋梁の点検率：100%を維持
- 橋梁長寿命化修繕計画の策定状況：適宜に見直し

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（本社機能や生産拠点等の立地）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在す

る企業の本社機能や生産拠点の本町への移転、立地に向けた取組を促進する。

○冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった本町の優位性を活かし、データセンター等の本町への立地を促進する。また、データセンターの集積に不可欠である強靱かつ冗長的な情報通信インフラ環境の確保に向けた検討を行う。

○災害による企業の不安や立地意欲の影響を解消するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を町外の企業に向けて積極的に発信する。

(企業における事業継続体制の強化)

○大災害時における経済活動の継続を確保するため、中小企業に対する専門家の派遣や「北海道版BCP策定の手引き」の策定、配付、BCPセミナーの開催のほか、産業支援機関等との連携による支援などにより、町内の中小企業等における「事業継続計画」の策定を促進する。また、商工会が町と共同で策定する「事業継続力強化支援計画」の策定を促進する。

(被災企業等への金融支援)

○災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。

【指標（目標値）】

●

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(陸路における流通拠点の機能強化)

○広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、そうした拠点が被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。

【指標（目標値）】

●

6. 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

(ため池の防災対策)

○大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進する。

○「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める。

【指標（目標値）】

- ため池の点検・診断の実施割合：100%（R5）
- 防災重点ため池のハザードマップの策定割合：100%（R6）

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

（森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

【指標（目標値）】

- 町有林において多様な方法で更新する人工林の面積：167ha（R5）
- 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数：5組織（R5）

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物処理計画の策定）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え、他市町村との相互協力支援体制の構築に努める。

（仮設住宅等の迅速な確保）

- 仮設住宅用地等の用に供するものの所有者不明土地に関して、国の動向を踏まえながら、円滑な収用手続等を検討する。また、住家の被害認定調査などの業務に関し、研修等を通じ職員の能力向上を図る。

【指標（目標値）】

- 災害廃棄物処理計画の策定状況：今後、広域処理を含め検討

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

○災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。

(建設業の担い手確保)

○災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

○災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、住民に対し、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、地域ぐるみの農村ツーリズムの取組を推進することにより、農村地域の活性化を図る。

【指標（目標値）】

- 町内建設業就業者における 15～29 歳の構成比：13%

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

また、本計画は、上富良野町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、上富良野町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 上富良野町強靱化のための推進事業一覧

※推進事業一覧については、上富良野町が実施主体（上富良野町が関係機関等に補助するものを含む。）となる事業のみ掲載しています。

※具体的な箇所名の記載が必要な場合は、事業概要欄に「＜町実施事業＞●●●」と記載しています。

所管課名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
総務課	総合防災体制整備	【火山・地震防災対策強化推進】 火山での観測データの収集・研究分析及び関係機関との連携、観測・予知体制の強化。	1 - 2
		【防災会議運営】 上富良野町防災会議及び十勝岳火山防災協議会の開催。	1 - 2 2 - 2
	地域づくり総合交付金	町が設置する避難所等の資機材等整備等に対する助成	1 - 5 2 - 1
	庁舎等営繕	災害時の防災拠点となる庁舎等の非常用電源設備等の整備	3 - 1
企画商工観光課	企業立地促進費補助	上富良野町企業振興措置条例に基づき工場等を新增設する者に対して助成	3 - 1 5 - 1
農業振興課	農業農村整備事業 国補助事業名 ・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・農地耕作条件改善事業 ・農業水路等長寿命化防災減災事業	【農業農村整備事業】 ほ場の大区画化、農地の排水対策、老朽化した農業水利施設等の長寿命化など、農業の生産力や競争力強化、農村地域の国土強靱化に不可欠な整備。また、国直轄事業の経費の一部を負担。	4 - 2
		【農村地域防災減災事業】 地すべり防止施設の更新等。防災重点ため池の耐震性、豪雨に関する詳細調査。	1 - 2 6 - 1
		【農地整備事業（通作条件整備）】 道路施設の老朽化対策等。	4 - 4
		【農業水路等長寿命化防災減災事業】 防災重点ため池のハザードマップを作成。	6 - 1
	治山事業[道] 国補助事業名 ・治山事業 ・農山漁村地域整備交付金	【治山事業】 山地災害防止のための治山施設整備など。	1 - 2 6 - 2
		【防災林造成事業】 飛砂等による被害の防止・軽減。	1 - 3 6 - 2
建設水道課	社会資本整備総合交付金	【道路事業】 道路の新設、改築、修繕等に関する事業、市街地等における緊急輸送道路や避難路等の整備及び無電柱化の実施。冬季道路交通の確保を図るための除雪排雪等。なお、具体的な事業内容等については別に定める「ほっかいどう道路整備プログラム」による。	1 - 1 1 - 4 4 - 4
		【都市公園・緑地等事業】 都市公園施設の長寿命化対策工事や耐震化工事を実施。	1 - 1

所管課名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ	
		【地域住宅計画に基づく事業】 高齢化の著しい地域における大規模団地等の地域居住機能を再生する建て替え等を実施するとともに、「空き家等対策に関する取組方針」に基づき、北海道空き家情報バンクの運営・周知や市町村の取組に対し支援。	1 - 1	
		【住環境整備事業】 地震防災対策に関する普及啓発や耐震診断・改修への支援など、住宅・建築物の耐震化を促進。	1 - 1	
	防災・安全交付金	【道路事業】 道路の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業、市街地等における緊急輸送道路や避難路等の整備及び無電柱化、道路案内標識の整備。除排雪の円滑な実施を図るための除排雪機械・凍結防止剤散布車の更新・増強。なお、具体的な事業内容等については別に定める「ほっかいどう道路整備プログラム」による。	1 - 1 1 - 4 1 - 6 4 - 4	
		【河川事業】 ・河道の掘削、築堤、放水路・遊水地の整備等の治水対策を道が実施。 ・樋門・樋管及び排水機場等の河川管理施設の長寿命化計画に基づく計画的な更新を道が実施。 ・河川情報関連機器の整備や機能向上を伴う更新を道が実施。	1 - 3 1 - 6	
		【砂防事業】 ・砂防関係施設整備等の土砂災害対策 ・火山噴火被害を防止・軽減するための火山噴火緊急減災対策。	1 - 2 1 - 6	
		【下水道事業】 下水道施設の耐震化の実施、長寿命化計画に基づく施設の改築更新	4 - 3	
		【都市公園・緑地等事業】 都市公園施設の長寿命化対策工事を実施。	1 - 1	
		【地域住宅計画に基づく事業】 (住宅地区改良事業) 高齢化の著しい地域における大規模団地等の地域居住機能を再生する建て替え等。	1 - 1	
		【住環境整備事業】 (住宅・建築物安全ストック形成事業) 民間大規模建築物や防災拠点建築物の所有者が行う耐震改修工事を支援する市町村に対し、耐震改修に係る経費の一部を補助。	1 - 1	
		営繕工事監理	庁舎等の施設の長寿命化診断など。	1 - 1
		道路メンテナンス事業補助(道路事業)	長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業(橋梁等の修繕、更新、撤去等)	4 - 4
町民生活課	社会資本整備総合交付金	【地域住宅計画に基づく事業】 老朽化した公営住宅ストックの計画的な建て替えや改善に対し支援。	1 - 1	
	防災・安全交付金	【地域住宅計画に基づく事業】 (公営住宅等整備事業)	1 - 1	

所管課名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
		老朽化した公営住宅ストックの計画的な建て替え等。	
	交通安全施設整備事業	光ビーコン、交通情報板、信号機電源付加装置等の計画的な整備	1 - 7
保健福祉課			
教育委員会	学校施設環境改善	子どもたちの学習・生活の場であるとともに災害時には子どもたちの命を守り、また、避難所となる学校施設の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を推進する。	1 - 1
	学校安全対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道が配布する防災教育啓発資料の活用 ・学校における危機管理マニュアルの整備 	1 - 6
	防災教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育に関する安全教育モデルの普及・啓発、事業冊子の配布 ・社会科副読本等を活用した地域の災害に関する学習 ・様々な災害を想定した防災訓練 ・1日防災学校の取組み 	1 - 6
町立病院	町立病院改築事業	町立病院は、町内唯一の有床医療機関として、地域の医療・介護を担っているとともに、救急医療におけるゲートキーパーとしての役割を担っているが、現行施設は、既に築41年経過し、旧耐震基準の建物であるとともに、スプリンクラー設置が義務化されていることから、計画的な改築を進める。	2 - 3

上富良野町強靱化計画

令和2年（2020年）12月策定

上富良野町